

平成26年度における政府保証（6年） 地方公共団体金融機構債券の発行条件及び引受 並びに募集取扱会社に係る入札について

平成26年3月7日
地方公共団体金融機構

平成26年度（平成26年4月から平成27年3月まで）において、政府保証（6年）地方公共団体金融機構債券の発行条件及び引受並びに募集取扱会社に係る入札を下記のとおり実施します。

記

1 引受並びに募集取扱会社に係る入札参加資格等

(1) 入札参加資格

平成23年度から平成25年度までの間における国債、政府保証債又は地方公共団体金融機構債券の引受実績が優れていること

(2) 入札への参加の意思確認

入札に参加する意思を有する会社は、別紙様式に必要事項を記載し、平成26年3月18日（火）17時までに下記の担当あて提出願います。なお、期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなします。

※ 平成26年度に実施するすべての入札に参加する会社のみ、提出願います。

(3) 入札参加資格の通知について

入札への参加の意思を有する会社に対し、入札に参加できる資格を有する会社であることなどを確認の上、初回入札日の2週間前までに入札参加資格の有無を通知します。

2 発行条件及び引受並びに募集取扱会社の決定方式

(1) 発行条件は、入札参加資格を有する会社による入札（イールドダッチ方式）により決定します。

(2) 入札された利回りのうち、最も低い利回りから順に、当該利回りに係る入札額を積算しますが、積算額が発行予定額に達した際に積算した入札に係る利回りを募入最高利回りとして発行条件とします。

(3) 原則として、募入最高利回り以下の利回りに係る札を入札した会社すべてを引受並びに募集取扱会社（以下「落札会社」という。）とします。ただし、入札額が発行予定額を超過している場合は、募入最高利回りに係る札を入札した会社であっても、落札会社とならない場合があります。

(4) 落札会社のうち、落札額が最も大きい会社が事務幹事として、引受並びに募集取扱契約の作成等の事務を行うこととなります。なお、落札額が最も大きい会社が複数ある場合は、別に定める方法（※）により事務幹事を選定します。

(5) 入札額が発行予定額を超過した場合は、別に定める方法（※）により入札金額に応じて按分することにより、発行予定額と一致するよう落札額を調整します。

※ 「落札額が最も大きい会社が複数ある場合の事務幹事を選定方法」及び「発行予定額を超過した場合の落札額の調整方法」は、後日連絡します。

3 入札条件

入札に参加する会社は以下の条件を厳守願います。これらの条件に反して入札が行われた場合は、当該会社の札の一部または全部を無効とします。

- (1) 応 札 本 数：1 本以上10 本以内
- (2) 一の利回りあたりの応札額：10 億円単位
- (3) 最 低 応 札 額：発行額の1割
- (4) 応 札 上 限 額：発行額
- (5) 利 回 り の 刻 み：0.001%
- (6) 利 回 り 幅：最高利回りと最低利回りの最大幅0.05%
- (7) 販 売 状 況 の 報 告：募集完了後、速やかに指定する様式により販売状況を報告してください。

4 遵守すべき事項

以下の事項を遵守しなければならないことに留意願います。

- (1) 地方公共団体金融機構債券の信用力や流通実勢等を適切に反映した利回りで入札すること
- (2) 落札した場合は、適正な価格で販売を行うよう努めること
- (3) 市場情報などの提供に努めること
- (4) 報道機関等の取材には誠実に対応すること
- (5) 募集完了後も可能な限り、マーケットメイクに努めること

5 その他

- (1) 入札からの除外について
入札参加資格を有する会社であっても、入札日までの間において、行政処分等により適切な起債運営に支障を来すと当機構が判断した場合には、当該会社を入札から除外することがあります。
- (2) 入札条件の変更について
入札条件は必要に応じて、変更することがあります。

(問い合わせ先) 地方公共団体金融機構資金部資金課 森山・大竹・井出 電話 03-3539-2696(直通) FAX 03-3539-2615 e-mail seiho@jfm.go.jp

(別紙様式)

平成26年 月 日

入札参加意思確認書

地方公共団体金融機構

理事長 渡邊 雄司 殿

(法人名)

(代表者氏名)

印

平成26年度(平成26年4月から平成27年3月まで)に実施されるすべての政府保証(6年)地方公共団体金融機構債券の発行条件に係る入札に参加することを希望します。

【入札手続に係る連絡先】

区分	職名	氏名	電話 (FAX)	電子メール
責任者			()	
担当者			()	
入札者			()	

- ※ 責任者、担当者または入札者を変更する場合は連絡するものであること。
- ※ 連絡する事項が生じた場合は担当者にのみ連絡するものであること。
- ※ 入札は、入札者のアドレスを用いて行うものであること。